平成２５年（フ）第３９号
高知県高岡郡佐川町乙1849番地１
債務者　田村まゆみ
１　決定年月日時　平成25年11月27日午後３時50分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２５年（フ）第３１号
宮崎県日南市春日町10番５号
債務者　中島　啓一
１　決定年月日時　平成25年11月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２５年（フ）第５号
沖縄県名護市大北２丁目１番６―301号　砂川アパート
債務者　大城　勝史
１　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２５年（フ）第２３号
沖縄県国頭郡恩納村字前兼久497番地３　マリンビューパレス906号
債務者　熊谷　俊介
１　決定年月日時　平成25年11月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２５年（フ）第２６号
沖縄県名護市字宇茂佐919番地４
債務者　山内　豊子
１　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２５年（フ）第２７号
沖縄県名護市字宇茂佐919番地４
債務者　山内　　透
１　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２５年（フ）第１３０号
広島県竹原市本町１丁目10番８号
債務者　堂面　光正
１　決定年月日時　平成25年11月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第１４５号
広島県呉市広大新開３丁目７番50号103号室
債務者　中川　裕規
１　決定年月日時　平成25年11月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第１４９号
広島県呉市東三津田町４番11号
債務者　小林　伸子
１　決定年月日時　平成25年11月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第１５０号
広島県呉市音戸町坪井２丁目４番13―208号
債務者　住本　　操
１　決定年月日時　平成25年11月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第２２９号
徳島市新浜町３丁目１番59―６号
債務者　髙島　雄次
１　決定年月日時　平成25年11月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２５９号
徳島県板野郡藍住町勝瑞字幸島116番地29
債務者　横田　幾代
１　決定年月日時　平成25年11月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４７９３号
大阪市北区長柄東１丁目４番26―504号
債務者　江草　忠信
１　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９３５号
大阪府守口市寺方元町１丁目６番４号
債務者　森谷　鈴子
１　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９５４号
大阪市中央区上本町西２丁目４番５号
債務者　佐々木さき子
１　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９８１号
大阪市住之江区南港東１丁目６番３―407号
債務者　増元　麻美（旧姓森下）
１　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９９２号
大阪市天王寺区堂ヶ芝１丁目５番40号　ユニゾン堂ヶ芝201号
債務者　米野　健次
１　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１８４号
大阪市東成区玉津２丁目７番20号
債務者　櫻井　智子（旧姓曽谷・大久保）
１　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部